



報道機関 各位

記者発表資料

令和元年12月26日(木)

問い合わせ先：資源循環政策課

課長：池田

担当：秋本、松見、高橋、水谷

電話：829-1337

内線：3156

環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域を追加指定します

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会会場最寄駅のさいたま新都心駅、浦和美園駅等の5駅周辺を「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づく環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域に新たに指定します。これらの区域において重点的に広報活動を行うことにより、環境美化の一層の推進を図ります。

1 追加指定区域

さいたま新都心駅、北与野駅、与野駅、浦和美園駅及び岩槻駅周辺
(別紙区域図参照)

2 告示日

令和2年1月6日(月)

3 施行日

令和2年4月1日(水)

4 指定区域内での制限

環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域では、空き缶等のポイ捨て及び路上での喫煙を禁止します。

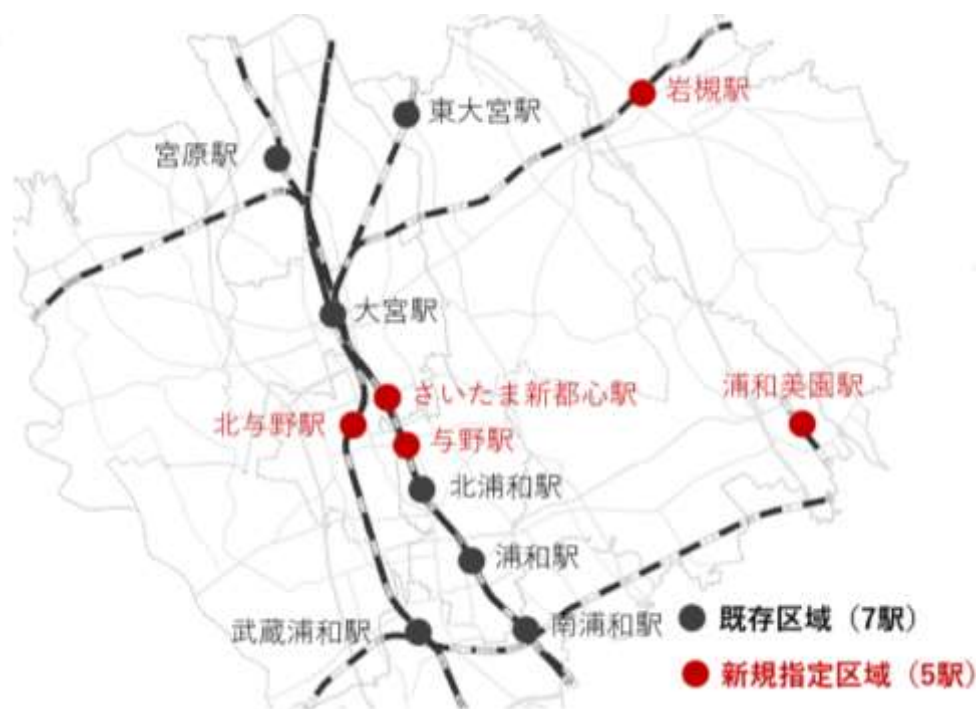
5 罰則

違反者が措置命令に従わない場合には、2,000円の過料を科すことができます。

6 今後の主な取組み（広報活動）

- (1) オリジナル web サイトでの告知
- (2) Twitter 等、SNS による発信
- (3) 鉄道各社車両での中吊り広告
- (4) 対象5駅及びバス、タクシー協会でのポスター掲示及びリーフレット配布
- (5) 自治会回覧及び自治会掲示板へのポスター掲示
- (6) 新規指定5駅での街頭プロモーション

環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域



(別紙区域図)



- 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域 No Smoking Area
- 指定喫煙場所 Smoking Area